

八戸市児童科学館リニューアル設計等業務委託
条件付き一般競争入札（事後審査方式）要領

（趣旨）

第1条 この要領は、八戸市が発注する「八戸市児童科学館リニューアル設計等業務委託（以下「本委託」という。）」について、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札（事後審査方式）（以下「条件付き一般競争入札（事後審査方式）」という。）を行うこととし、その実施について必要な事項を定めるものとする。

（入札参加形態）

第2条 単体企業のみを入札とする。

（入札参加資格の要件）

第3条 条件付き一般競争入札（事後審査方式）に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（手続開始の決定後、市長が入札参加資格審査の再認定をした者を除く。）。
- (3) この公告の日から開札日までのいずれの日においても、国または地方公共団体等から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 納税義務のある税を滞納していない者であること。
- (5) 八戸市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当する者ではないこと、ならびにこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 東北6県管内に本社（店）、支社（店）、営業所等があること。
- (7) 平成26年度以降において、国又は地方公共団体が発注した次に挙げるいずれかの施設に関する展示設計業務を元請として完了した実績を有すること（ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。）。整備面積（屋外を除く）については、300㎡以上の施設の実績とする。
 - ・理工系分野の博物館施設（科学博物館、サイエンスセンター等。）
 - ・子ども向け屋内遊戯施設（ただし、保育所等の教育・保育施設を除く。）
- (8) 開札日において入札参加希望者と継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士の資格を有する者（建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。）を管理技術者として配置できること。

（公告）

第4条 八戸市長は、本委託を条件付き一般競争入札（事後審査方式）に付そうとするときは、入札日から起算して少なくとも15日前までに令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

2 前項の規定による公告は、八戸市ホームページへの掲載及び八戸市の掲示板への掲示等により行うものとする。

(入札参加申請)

第5条 条件付き一般競争入札（事後審査方式）に参加しようとする者は、条件付き一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（別記第1号様式。以下「事後審査方式参加申請書」という。）を当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(設計図書)

第6条 本委託の設計図書は、閲覧、貸出又は配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

(質問及び回答)

第7条 事後審査方式参加申請書を提出した者は、設計図書に関して質問があるときは、質問書を提出期限日までに、八戸市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の質問書を受理したときは、回答書を回答期限日までに、八戸市ホームページへの掲載により閲覧に供し、事後審査方式参加申請書を提出した全ての者に通知するものとする。

(入札の執行)

第8条 入札の執行回数は、原則として再度入札（開札時に予定価格を超える価格の入札のみの場合、再度公告せず入札する手続のことをいう。以下同じ。）を含めて2回を限度とする。

2 入札に参加する者は、入札書と併せて入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならない。ただし、前項に規定する場合における再度入札の際は、内訳書の提出を要しないこととすることができる。

3 内訳書の提出が必要な入札において、その提出がない者がした入札は、無効とする。

(落札候補者の決定)

第9条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格を定めている場合にあっては最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

2 前項の場合において、最低の価格をもって入札した者が2者以上いるときは、これらのものについて、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第10条 落札候補者は、入札終了後、条件付き一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（別記第2号様式）及び次に掲げる書類（以下「確認申請書等」という。）で八戸市長が指定するものを添えて当該公告に定める提出期限日までに、八戸市長に提出しなければならない。

(1) 配置予定技術者調書（別記第3号様式）

(2) 業務実績調書（別記第4号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 提出期限日経過後は、確認申請書等の修正及び再提出は、認めない。

3 落札候補者が提出期限日までに確認申請書等を提出しない場合又は入札参加資格の確認のために行う指示に従わない場合は、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

(入札参加資格の確認)

第11条 八戸市長は、前条第1項の規定により確認申請書等を受理した場合は、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めるときは、落札決定とし、入札参加資格がないと認めるときは、当該落札候補者の行った入札は無効として、次順位者から順次審査を行うものとする。この場合において、入札参加資格の確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の確認は行わないものとする。

2 入札参加資格の確認は、原則として、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、確認申請書等に疑義が生じた場合は、この限りでない。

(入札参加資格がないと認めたと者に対する通知等)

第12条 八戸市長は、前条第1項の確認の結果、入札参加資格がないと認めたと者に対して、参加資格確認通知書により理由を付してその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、八戸市長が定める期限までに書面により説明を求めることができる。

3 八戸市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。

(入札の無効)

第13条 確認申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかとなったとき、その他条件付き一般競争入札への参加が著しく不相当であると認められるときは、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

(その他)

第14条 本委託の条件付き一般競争入札（事後審査方式）の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。